(b)　可能な限り、急送貨物に含まれる全ての物品を対象として、情報を一括して電子的手段により提出することを認めること。

(c)　急送貨物の引取りの許可のために必要な書類を最小限にすること。

(d)　通常の状況において、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後、可能な限り速やかに（可能な場合には、六時間以内に）急送貨物の引取りの許可を行うことについて定めること。

(e)　(a)から(d)までに規定する待遇をあらゆる重量又は価額の貨物について適用するよう努めること。ただし、締約国は、追加の輸入手続（申告書及びその裏付けとなる書類の提出並びに税の納付を含む。）を要求することができることが認められ、及び当該待遇が書類等の低価額の物品に限定されないことを条件として、物品の種類に基づいて当該待遇を限定することができることが認められる。

(f)　特定の定められた物品を除くほか、可能な限り、関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。この(f)の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定に適合して輸入について課される付加価値税、物品税等の内国税については、適用しない。

2　1のいかなる規定も、危険度に応じた管理手法の制度の使用に関連して行うことを含め、物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。さらに、1のいかなる規定も、締約国が引取りの許可の条件として、追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求することを妨げるものではない。

第四・十六条　通関後の監査

1　各締約国は、物品の引取りの許可を迅速に行うため、自国の関税法令その他の関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。

2　各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定する。当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性がある態様で、通関後の監査を実施する。当該各締約国は、当該者が監査の過程に関与し、及び当該監査の最終的な結果が得られた場合には、その記録が当該監査の対象となった者に対して次の事項を遅滞なく通知する。

(a)　当該結果

(b)　当該結果の理由

(c)　当該者の権利及び義務

3　締約国は、通関後の監査において得られた情報について、更なる行政上又は司法上の手続において使用することができることを認める。

4　各締約国は、実行可能な場合には、危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、通関後の監査の結果を利用する。

第四・十七条　引取りの許可の所要時間調査

1　各締約国は、次のことのため、世界税関機構が公表する物品の引取りの許可までに要する時間の測定のための指針等の手段を利用しつつ、定期的に、かつ、一貫性がある態様で、自国の税関当局が物品の引取りの許可までに要する時間を測定し、及びその結果を公表するよう奨励される。

(a)　自国の貿易円滑化措置を評価すること。

(b)　物品の引取りの許可までに要する時間について更なる改善の機会を検討すること。

2　各締約国は、1の引取りの許可の所要時間調査に関する自国の経験（使用された方法及び特定された障害を含む。）を他の締約国と共有するよう奨励される。

第四・十八条　審査の請求及び異議の申立て

1　各締約国は、税関当局が行政上の決定（注1）を行う対象となる全ての者が、自国の領域内において、次の事項を行う権利を有することを定める。（注2）

(a)　行政当局に対する行政上の異議の申立て又はこれらの行政当局による審査の請求

(b)　当該行政上の決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

2　締約国は、行政上の異議の申立て又は審査の請求が司法上の異議の申立て又は審査の請求の前に開始されることを自国の法令により義務付けることができる。

3　各締約国は、異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が差別的でない態様で実施されることを確保する。

4　各締約国は、申立人が、1(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求に関する決定が次のいずれかに該当する場合において、行政当局若しくは司法当局に対して更なる異議の申立てを行い、若しくはこれらの当局による更なる審査を請求し、又は司法当局にその他の方法で訴える権利を有することを確保する。（注）

(a)　自国の法令に定める一定の期間内に行われない場合

(b)　不当に遅延することなく行われない場合

5　各締約国は、1に規定する者が、必要な場合には異議の申立て又は審査の請求のための手続を利用することができるよう、行政上の決定の理由を提供されることを確保する。

6　各締約国は、1に規定する者が、1に規定する行政上の決定又は不作為に関する審査を求めていることのみを理由として、不利に扱われないことを確保する。

7　各締約国は、税関当局以外の関連する国境機関が行う行政上の決定についてこの条の規定を適用するよう奨励される。

8　行政上又は司法上の審査の請求又は異議の申立ての決定及び当該決定の理由については、書面により通知する。

第四・十九条　税関協力

1　各締約国の税関当局は、適当と認める場合には、次の事項について他の締約国の税関当局を支援することができる。

(a)　この章の規定の実施及び運用

(b)　税関の最良の慣行及び危険度に応じた管理手法に関する技法の構築及び実施

(c)　税関手続の簡素化及び調和

(d)　専門的技能の向上及び技術の利用の推進

(e)　関税評価協定の適用

(f)　税関に関するその他の問題であって、締約国が相互に決定するもの

2　各締約国は、可能な限り、重要な行政上の変更、法令の修正又はこれらに類似する輸入若しくは輸出を規律する自国の法令に関する措置であって、この章の規定の運用に実質的に影響を及ぼす可能性があるものについて、他の締約国に対して適時に通報する。その通報については、英語又は当該各締約国の言語により行うことができるものとし、次条（協議及び連絡部局）の規定に従って指定される連絡部局に対して行う。

3　締約国の税関当局は、適当と認める場合には、税関行政の向上に関する情報及び経験を他の締約国と共有することができる。

4　各締約国は、国境を越える貿易の円滑化のために国境通過点における手続を調整するため、可能な限り、かつ、実行可能な限り、国境を共有する他の締約国と相互に合意する条件に基づいて協力する。

注1　この条の規定の適用上、「行政上の決定」とは、個別の事例における特定の者の権利及び義務に影響を及ぼす法的効果を有する決定をいう。この条に規定する行政上の決定には、千九百九十四年のガット第十条に規定する行政上の措置並びに締約国の法令及び法制に定めるところにより行政上の措置がとられず又は行政上の決定が行われないことが含まれることが了解される。この不作為に対処するため、締約国は、(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求を行う権利に代えて、税関当局に対して速やかに行政上の決定を行うことを命令するための代替的な行政上の制度又は司法手続を維持することができる。

注2　ブルネイ・ダルサラーム国は、決定の公平な審査を行うための独立した機関を設立し、又は維持することにより、この1の規定を遵守することができる。

注　この4のいかなる規定も、締約国が、異議の申立て又は審査の請求について行政上の措置をとらないことを自国の法令に従い申立人にとって有利な決定であると認めることを妨げるものではない。